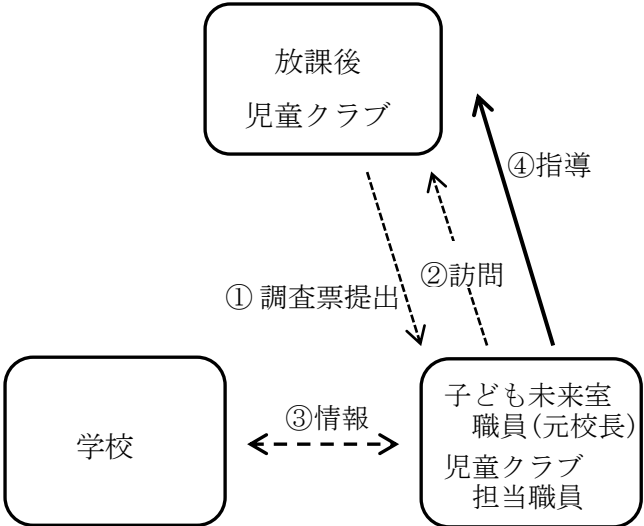


放課後児童クラブと学校の連携、情報共有について

1. 現状について

(1) 保健福祉部 子ども家庭課

○平成29年度から子ども未来室との訪問事業を開始し、今年度については年3回の計画で子ども未来室と連携し学校との連携を図っている。



- ① 各児童クラブ支援員が配慮を要する児童の見守りにおいて不安な事、困っている事を調査票で子ども未来室へ提出。
- ② 児童クラブ担当職員と子ども未来室職員2名が全18児童クラブを訪問し、児童の様子を観察したのち調整会議。
- ③ 子ども未来室職員が小学校へ出向き児童の情報を提供してもらい、この情報をもとに再度調整会議。
- ④ 児童クラブ担当職員が支援員に指導方法・考え方・捉え方等を助言する。

支援員が職務上悩んでいる事に対して、適切で具体的な現場に即した助言により、育成支援の質の向上に努めている。急を要する案件については、緊急対応をして頂くケースもある。配慮を要する児童に関する連携は確実に育めるように改善された。

○児童クラブでは支援員が落ち着いた環境のもと、有識者の見守り・助言を受けながら安心して働く環境ができるように保育士や教員免許を有する児童館職員（スーパーバイザー）2名の巡回訪問を取り入れている。訪問後、報告書を作成し、改善が必要なクラブへ指導を行う。

○平成30年度から児童クラブ担当職員の訪問回数や支援員研修会の実施回数を増やし、質の向上を図る。

(2) 教育委員会 学校教育課

○教職員と児童クラブにおいて情報共有を図っている。

【霞ヶ浦北小学校における情報共有の例】※学校敷地内に児童クラブ室あり

①教職員が児童を児童クラブ室に送り届ける際に、学校の情報を提供

・教職員から児童クラブ支援員に情報提供。

②教職員が学校施設の戸締りの際に、児童クラブの情報を聴取

・児童クラブ支援員から教職員に情報提供。

・必要に応じて担任に伝達し、家庭連絡等指導にあたる。

○学校から児童クラブへ、児童クラブから学校へ、必要に応じて情報提供を行っている。

2. 今後の取組について

○定期協議を実施する上での課題

・児童は、学校または児童クラブにいることになるので、関係するメンバーが同じ時間に集まることが困難である。

・教頭や教務主任と放課後児童クラブ担当事務局の間接的な話では、現場との間に内容の誤差が生じる。

・月1回などの定期的な会議となるとタイムリーな情報交換が困難である。

(1) 霞ヶ浦北小学校での連携事例を参考として、各児童クラブの設置実態に沿う連携を深め情報共有を図る。

【具体例】

① 学校敷地内に児童クラブがある例

・訪問などにより情報共有を図る。

・電話などにより情報共有を図る。

② 学校敷地外に児童クラブがある例

・電話などにより情報共有を図る。

(2) 福祉部門と教育委員会において、児童クラブと学校の連携、情報共有に関して生じた課題の整理や問題解決のための協議を必要に応じて行う。